

事務事業評価票〔市単独補助金〕 平成 31 年度

		担当課		福祉課		
基本事項	補助金（事業）名	島原市民生委員児童委員協議会連合会運営費補助金			整理番号	903
	根拠法令等	島原市福祉団体等補助金交付要綱			実施を義務付ける規定	○あり ◎なし
	関連する市勢振興計画の基本計画	章 第 8 章 健康で生きがいある生活を支える	予算科目	3 款 1 項 1 目	◎継続 ○新規	
		節 第 8 節 社会福祉の充実	区分	団体の運営費に対するもの		
事業の概要等	補助金交付の対象（団体名等）	島原市民生委員児童委員協議会連合会			実施期間	始期 昭和 終期 平成 不明 年度から 年度まで
	事業の背景及び概要（現状、課題）、または交付団体の活動目的、活動内容など	民生委員法第 20 条に民生委員協議会（各地区民協）の規定があり、本市では各地区協議会相互の連携を図るために連合会を設置し、市全体の活動方針、重点目標、事業計画を推進するとともに、専門部会や総合福祉部会を設け、各種事業を実施している。 市から単位民協への個別補助ではなく、連合会へ一括補助し、連合会から単位民協活動費や部会活動費として支出している。 有明町との合併の際に、両者の総額をそのままにして、活動費（報酬）を低い島原市に合わせ、連合会への補助金を増額したため、他市に比べ補助金額は多いほうである。（その分活動費は他市より少ない）				
	目指す成果	民生委員法に基づき区域ごとに協議会を組織し（地区協議会）、職務に対する連絡・調整や情報の収集・交換、知識の習得等を行っているが、社会が抱える生活・福祉課題は多様化・深刻化し、家族のライフスタイルや地域のあり方が変わるなか、民生委員の活動範囲は広がり、負担も大きくなっている。このような状況の中で様々な要請に応じていくためには、地区の垣根を超えて各地区における課題等を共有するとともに、民生委員・児童委員の資質向上と活動の強化、活動しやすい環境づくりが求められている。 民生委員は無報酬でもあることから、活動等に必要経費等を補助することにより、関係機関・団体との連携や「地域の福祉力」の強化、安心・安全な地域社会づくりに向けたネットワークの構築を推進することなどで、様々な市民の要請に応えてもらうことにより、市民の安心・安全な暮らしが図られる。				
	補助金交付内容等（積算基礎等）	民生委員の諸活動に要する費用を助成				
事業費等の推移	年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	区分	実績	実績	実績	実績	予算額
	補助金交付額(千円)	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
	① 団体等事業費(千円)	13,835	14,409	14,211	14,033	15,176
	② 歳入内訳(千円)					
	会費等	842	842	842	842	878
	前年度繰越金	970	1,205	972	858	1,000
	市補助金	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
	その他の助成金	9,127	9,204	9,141	9,210	9,188
	その他雑収入	1	30	15	23	10
次年度繰越金(②-①)	1,205	972	859	1,000	—	
30 年度の当該団体等の事業費の主な内訳（市補助金が充当されていると思われるものから順に記載）（単位：千円）						
項 目		金 額	項 目		金 額	
地区民協調査研修費		1,220				
部会・地区民協活動費		854				
定期総会、地区長会等会議費		366				
消耗品、切手等事務費		105				
市民児協役員研修、市民生委員児童委員研修費		325				
主任児童委員部会活動費		40				
県委託民協研修会		136				
補助金の使途についての特記事項等						

○視点別分析

○総合評価と今後の方向性

◎2次評価

◎3次評価

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況 (☑)

備考

2